環境局業務委託希望型指名競争入札実施要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、環境局が発注する業務委託において、より透明性・競争性を高め公正な競争を確保するため、業務委託ごとに、事前に入札参加の希望を募り、希望者の中から指名業者を選定する入札方式（以下「希望型指名競争入札」という。）を実施するにあたり、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条　希望型指名競争入札の対象となる業務委託（以下「対象業務」という。）は、別に定めるものとする。

（参加資格要件）

第３条　入札参加者は、次の各号すべてに該当する者でなければならない。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者

（２）手形交換所による取引停止処分を受けた者にあっては、２年間を経過している者

（３）当該業務の入札日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出していない者

（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の更生手続開始の申立てをした者にあっては、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされている者

（５）民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の再生手続開始の申立てをした者にあっては、同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされている者

（６）千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反していない者

（７）千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む。）を完納している者

（８）千葉市入札参加資格者名簿に登載されている者

（９）千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）又は千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）に基づく指名停止措置等を、対象業務の入札参加資格確認申請期限の日から入札日までの間に受けていない者

(10) 千葉市脱炭素推進パートナー制度のパートナー若しくはパートナープラスに登録済み又は登録申請中の者

ただし、本号は、参加資格要件において「市外」の者を対象に含める入札の場合は適用しない。

(11) 前各号のほか必要と認めて定める者

２　前項に定めるもののほか、対象業務の種類又は性質により次に掲げる資格要件を設けたとき入札参加者は、必要とされる当該資格を有する者でなければならない。

（１）対象業務と同種業務の履行実績

（２）技術者の配置

（３）前各号のほか対象業務ごとに必要と認めて定める要件

（参加資格要件の決定）

第４条　所管課等（当該契約事務を所管する課及び第二類の事業所をいう。以下同じ。）の長は、前条の規定による参加資格要件を施行決定により定めるものとする。

（対象業務の公表）
第５条　所管課等の長は、対象業務を公表するものとする。
（入札参加申請の手続）
第６条　対象業務について、入札参加を希望する者は、希望型指名競争入札参加申請書（様式第１号。以下「入札参加申請書」という。）により申請しなければならない。
２　所管課等の長は、入札参加申請書の受付に際して必要があると認めたときは、関係書類の提出を求めることができる。
（入札参加申請の期間）
第７条　入札参加申請書の受付期間は、原則として５日間とする。ただし、次の各号に掲げる市の休日（以下「市の休日」という。）は、受付期間に含めないものとする。
（１）日曜日及び土曜日
（２）国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日
（３）年末年始（１２月２９日から翌年の１月３日までの日）
（指名業者の審査）
第８条　所管課等の長は、第６条の規定により入札参加申請書を受理したときは、指名の可否の審査をするものとする。
（業者選定社数）
第９条　希望型指名競争入札における指名業者選定社数については、適格者全てを指名するものとする。
（審査結果の通知等）
第１０条　市長は、第８条の規定による審査結果について、指名することとした者に対しては入札通知書（様式第２号）により、指名しないこととした者に対しては非指名通知書（様式第３号）により通知するものとする。
２　前項の非指名通知書を受けた者は、非指名の理由について、当該通知日の翌日から起算して２日（市の休日を除く。）以内に、書面にて説明を求めることができる。
３　市長は、前項による請求があった場合は、回答通知書（様式第４号）により回答しなければならない。
（入札結果の公表）
第１１条　所管課等の長は、入札結果を公表するものとする。
（決裁区分等）
第１２条　第８条に規定する指名業者の審査及び第１０条に規定する審査結果の通知等に係る決裁区分は、次のとおりとする。

対象業務の予定価格	決裁区分
１，０００万円未満	所管課等の長
３，０００万円未満	所管部長
３，０００万円以上	環境局長

２　所管課等の長は、前項の規定による決裁を行うときは、千葉市予算会計規則第２条に定める経理主任の合議を得るものとする。
（補則）
第１３条　この要綱の施行に関し必要な事項は、環境局長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成２１年１月５日から施行し、平成２１年度予算の執行に係る業務委託から適用する。

附　則

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２４年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。